

特定事業主行動計画(稲城市)実施状況報告

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている休暇等の制度について周知徹底を図る。(達成)
- ② 出産にかかる費用の経済的支援のために設けられている制度について周知徹底を図る。(達成)
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、本人希望により可能な限り業務分担の見直しを行い、原則として超過勤務を命じないこととする。(達成)

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ① 出産支援休暇の取得の促進について周知徹底を図る。 周知⇒(達成) 取得(未達成)
- ② 子どもの出生時における父親の年次有給休暇の取得促進について周知徹底を図る。
周知⇒(達成) 取得(未達成)

⇒ (①、②共通)

周知についてはグループウェアを通じて(出産支援休暇取得のみならず)休暇制度全般の案内として実施しているが、出産支援休暇取得、年次有給休暇ともその取得については所属ごとの判断としているため取得が徹底されているとはいえない。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。 周知⇒(達成) 取得(未達成)

⇒ 男性職員の取得は実績が無い。夫と妻では夫のほうが収入がある場合が多く、その点で休業がためらわれるか。

- ② 育児休業についての職員の疑問をQ&Aにまとめ、取得手続きや経済的な支援制度等について情報提供を行う。(達成)

⇒ 共済組合「育児休業手当金」

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成

- ① 3歳未満の子を養育する男性職員を対象に休業や休暇の取得例を作成し、周知を図る。(未達成)
- ② 育児休業の申出があった場合、業務分担の見直しを行ったり、臨時職員等の活用を図ったりして、不安なく育児休業が取得できる環境をつくる。(達成)
- ③ 管理職等に育児休業等制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。(達成)

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 休業中に市役所の動向から疎遠にならないよう、広報誌や通知等の送付を行う。(達成)
- ② 育児時間取得の促進、変形労働時間の活用等により、育児休業復帰後、保育園送迎等を行う職員が勤務しやすい環境をつくる。(達成)

(4) 年次有給休暇取得の促進

ア 年次有給休暇の計画的取得

- ① 所属別の取得状況を把握し、取得率が低い所属について、業務体制の見直し等により年次有給休暇の取得促進を図る。 把握⇒(達成) 取得(未達成)
- ② 所属ごとに業務の年間予定や年次有給休暇の取得可能時期を把握することにより計画的な年次有給休暇の取得を図る。 把握⇒(達成) 取得(未達成)

イ 年次有給休暇の連続取得の促進

- ① 休日や週休日と組み合わせて取得する「ハッピーマンデー」「ハッピーフライデー」の促進。
(未達成)
- ② 年1回、リフレッシュのため、連続した休暇の取得促進を図る。(未達成)
- ③ 夏季、ゴールデンウィーク期間中の年次有給休暇の取得促進を図る。(未達成)

(5) 時間外勤務の縮減

ア 事務の簡素合理化の推進

- ① 各所属において、新たな事業や業務を開始する場合、その目的・効果・必要性等について十分検討の上、既存の事業や業務との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。(達成)
- ② 周知や簡易な打合せのためのみに招集する会議は極力メールや庁内LANを使用する。(達成)

イ 時間外勤務縮減のための意識啓発

- ① 時間外勤務の状況を所属別に公表し、時間外勤務の多い職場については命令権者にヒアリングを行う。(達成)
- ② ノー残業デー(水曜日)を周知徹底する。水曜日をノー残業デーとしない場合は所属毎に最低週1日は設け、時間内での業務処理について徹底を図る。(達成)
- ③ 変形労働時間、週休日の変更、休日の振替を積極的に利用し、時間外の縮減を徹底するよう意識啓発を図る。(達成)
- ④ 時間外勤務の縮減の取組を通じ、時間外勤務の上限の目安時間(年間360時間以内)の達成に努める。
(ほぼ達成⇒平成19年度実績で360時間超えは3人のみ)

(6) 異動等

子どもを養育している職員の異動に際して、時間外勤務等の多い所属や大きく勤務状況が変化する派遣等については、本人希望を聴取する等、可能であれば配慮する。(達成)

2 地域における子育ての支援等に関するもの

(1) 子育てバリアフリー

来庁者用の授乳コーナー・乳幼児トイレ、ベビーベッドの設置の拡充を検討する。(達成)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動等への支援

- ① 子どもの育成や、子育て家庭の支援を行う地域団体等の活動への職員の参加支援を行う。(達成)
- ② 子どもの体験活動等への機会充実のため、学習会講師やボランティアリーダー等への職員の参加支援を行う。(達成)

⇒「職員が地域活動に参加する場合の職務免除の運用」(ボランティア職免)にて支援。主に青少年育成地区委員会の活動にて取得する実績がある。

(3) 母子家庭の母の雇用促進

- ① 臨時職員や嘱託員への雇用促進を周知し、状況により可能な場合は優先的に雇用していく。(未達成)

⇒現在のところ、雇用の機会を均等に設けていることや、採用においては面接を行い、個人の能力を重視した採用をおこなってきている。